

平成16年第4回港区議会定例会議案の概要

議案第60号

港区組織条例の一部を改正する条例

本案は、危機管理部を新たに設置するとともに、区民生活部の分掌事務を見直すものです。

内 容

- (1) 新たな部の設置
 - ・組織名称 「危機管理部」
 - ・分掌事務 危機管理、防災及び区民生活の安全に関すること。
- (2) 区民生活部の分掌事務の見直し
 - ・新たな分掌事務として「文化の振興に関すること」を加えます。
 - ・現行の分掌事務のうち「防災に関すること」を新設する危機管理部に移します。

施行期日 平成17年4月1日

議案第61号

港区情報公開条例の一部を改正する条例

本案は、インターネットによる情報公開の請求の受付を開始することに伴い、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 情報公開の請求に関し、書面を提出する方法に限定している現行の規定を整備し、インターネットによる請求を可能とします。
- (2) 規定の整備

施行期日 区規則で定める日

議案第62号

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

本案は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」の制定を踏まえ、個人情報のなお一層の適正な管理を図るため、個人情報の漏えい等に関する罰則を設けるほか、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 個人情報の集合物として「個人情報ファイル」を定義し、業務の登録事項に「個人情報ファイルの名称」を追加します。
- (2) 自己情報開示等請求について、法定代理人が請求できる規定の新

設、自己情報の存否を応えないことができる規定の新設等をします。

(3) 個人情報の保護の適切な取扱いを確保するため、事業者等に対する支援に関する規定を新設します。

(4) 個人情報の取扱いに関し、事業者と区民等との間に生じた苦情の処理のあっせん等に関する規定を新設します。

(5) 罰則の新設

・ 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき。

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

・ 業務に関して知り得た個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・ 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(6) 規定の整備

施行期日 平成17年4月1日

議案第63号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、赤坂九丁目地区地区計画の都市計画決定の変更に伴い、壁面の位置の制限が除外される建築物の追加等をするものです。

内 容 公共空地内において、壁面の位置の制限が除外される建築物の追加等をします。

施行期日 公布の日

議案第64号

港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

本案は、中高層建築物等の建築に係る紛争のなお一層の予防と調整を図るため、説明会等による周知の義務付け等を定めるものです。

内 容

(1) 説明会等による周知を定める規定について、努力規定から義務規

定へ改めます。

- (2) 建築主等は、近隣関係住民から説明会等の後、申出があったときは、その内容について話し合う機会を設けるよう努めなければならないこととします。
- (3) 建築主等及び近隣関係住民は、話し合った結果の合意事項について、当該事項を記載した書面を作成するよう努めなければならないこととします。
- (4) 建築主に対し、説明会及び近隣関係住民との話合いの場への出席を義務付けます。

施行期日 平成 1 7 年 4 月 1 日

議案第 6 5 号

港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例

本案は、単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する基本的事項を定めることにより、良質な単身者向け共同住宅の整備を促し、もって地域における生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な近隣関係の形成に資することを目的に、新たに条例を制定するものです。

内 容

- (1) 単身者向け共同住宅を次のとおり定義します。
 - ・住戸専用面積 3 7 m²未満の住戸が 7 戸以上の共同住宅
(住戸専用面積 5 0 m²以上の住戸が総戸数の 4 分の 3 以上ある共同住宅は除く。)
- (2) 条例の目的の達成に向けて、区長、建築主及び建築物所有者等の責務を規定します。
- (3) 建築主に対し、単身者向け共同住宅を建築する場合における計画書の届出及び事前協議を義務付けます。
- (4) 建築に関する基準を規定します。
 - ・用途地域の区分に応じた住戸専用面積の確保
 - ・管理人室等の施設の設置
 - ・緑化及び景観への配慮
 - ・周辺的生活環境に配慮した防音等の措置
 - ・総戸数 3 0 戸以上の場合の家族向け住戸の設置
- (5) 管理に関する基準を規定します。
 - ・管理人の配置及び緊急連絡先表示板の設置
 - ・使用規則等の作成及び入居者への事前説明
 - ・管理上の問題に関する近隣住民との協議

- ・長期にわたる建物の適正な維持管理
- (6) 建築主に対し、単身者向け共同住宅の工事が完了したときの区長に対する届出を義務付けます。
- (7) 建築主が計画書の届出をしないとき等は、区長は、必要な指導、勧告及び公表をすることができることとします。

施行期日 平成17年4月1日

議案第66号

港区立保育園条例の一部を改正する条例

本案は、飯倉保育園及び南麻布保育園の位置を変更するものです。

内 容

- (1) 飯倉保育園の改築工事に伴い、仮園舎へ移転するため、位置を変更します。
 - ・東麻布一丁目21番2号 東麻布二丁目1番1号
- (2) 南麻布保育園の改修工事の完了に伴い、仮園舎から元の園舎へ移転するため、位置を変更します。

・白金三丁目3番24号 南麻布四丁目2番29 101号

施行期日 区規則で定める日

議案第67号

港区立児童館条例の一部を改正する条例

本案は、飯倉児童館の飯倉学童クラブへの改築工事に伴い、位置を変更するものです。

内 容 飯倉児童館の位置を変更します。

・東麻布一丁目21番2号

東麻布二丁目1番1号

施行期日 区規則で定める日

議案第68号

港区結核診査協議会条例の一部を改正する条例

本案は、「結核予防法」及び「結核予防法施行令」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 協議会の名称変更
 - ・「結核診査協議会」「結核の診査に関する協議会」
- (2) 協議会は5人以内の委員で組織するものとし、その内の1人は医

療以外の学識経験を有する者とする規定を新設します。

(3) 委員長の職務等に関する規定を新設します。

(4) 条例の題名変更

・「港区結核診査協議会条例」

「港区結核の診査に関する協議会条例」

(5) 規定の整備

施行期日 平成17年4月1日

議案第69号

港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

本案は、早期治療等による健康の増進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する対象及び助成の範囲を拡大するものです。

内 容

(1) 助成対象の拡大

・新たに中学校1年生から3年生までの児童を対象とします。

(2) 助成範囲の拡大

・乳幼児、小学生及び中学生を区別することなく、「通院に係る医療費」「入院に係る医療費」及び「食事療養費」を助成します。

施行期日 平成17年4月1日

議案第70号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

本案は、心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病に、新たに1疾病を追加するものです。

内 容 手当の支給対象に次の特殊疾病を追加します。

・「成人スティル病」

施行期日 公布の日

適用期日 平成16年10月1日

議案第71号

港区立運動場条例の一部を改正する条例

本案は、赤坂九丁目地区の開発事業の実施に伴い、檜町弓道場の名称及び位置を変更するものです。

内 容

(1) 弓道場の名称を次のように変更します。

- ・「港区立赤坂弓道場」
- (2) 弓道場の位置を変更します。
- ・ 赤坂九丁目 7 番 9 号 赤坂四丁目 1 番 2 6 号
- 施行期日 教育委員会規則で定める日

議案第 7 2 号

平成 1 6 年度港区一般会計補正予算（第 2 号）

本案の概要は、別表 1 のとおりです。

議案第 7 3 号

平成 1 6 年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

本案の概要は、別表 2 のとおりです。

議案第 7 4 号

平成 1 6 年度港区老人保健医療会計補正予算（第 1 号）

本案の概要は、別表 3 のとおりです。

議案第 7 5 号

平成 1 6 年度港区介護保険会計補正予算（第 1 号）

本案の概要は、別表 4 のとおりです。

(追加議案)

議案第 7 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、平成 1 7 年 1 月 3 1 日で任期満了となる大山皓史委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

議案第 7 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、平成 1 7 年 1 月 3 1 日で任期満了となる小林卓子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

議案第 7 8 号

人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、平成 1 7 年 1 月 3 1 日で任期満了となる柴原康雄委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

議案第72号 平成16年度港区一般会計補正予算(第2号)の概要

別表1

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	16,011,161	4,200	16,015,361	0	4,200	1 相談機能付自動交付機設置経費の計上 4,200 (1) 自動交付機設置費の計上 4,200
4 民生費	26,577,953	268,161	26,846,114	0	268,161	1 老人保健医療会計繰出金の追加 265,442 2 児童福祉施設工事経費の追加 2,719
7 土木費	14,328,277	3,300,000	17,628,277	繰入金 3,300,000 (公共施設等整備基金)	0	1 児童遊園施設整備経費の追加 3,300,000 (1) 仮称白金台五丁目児童遊園整備費の計上 3,300,000
8 教育費	12,471,205	31,208	12,502,413	0	31,208	1 事務局運営経費の追加 8,487 2 心身障害学級運営経費の追加 2,373 3 施設改修等経費(小学校)の追加 15,520 (1) 校舎改修費の追加 15,520 4 施設改修等経費(中学校)の追加 3,848 (1) 校舎改修費の追加 3,848 5 施設改修等経費(幼稚園)の追加 980 (1) 園舎改修費の追加 980
9 公債費	9,962,615	1,876,836	11,839,451	繰入金 1,876,836 (減債基金)	0	1 特別区債元金償還金の追加 1,426,763 (1) 政府債の追加 1,426,763 2 特別区債利子償還金の追加 29,544 (1) 政府債の追加 29,544 3 特別区債繰上償還経費の計上 420,529
歳出合計	89,975,337	5,480,405	95,455,742	5,176,836	303,569	

	千円
繰入金	5,176,836
計	5,176,836

	千円
繰越金	303,569
計	303,569

2 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動交付機システム開発経費	平成17年度	103,950
港区公共用地買収基金からの用地取得費	平成17年度～平成20年度	849,000

議案第73号 平成16年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)の概要

別表2

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

国民健康保険事業会計歳入歳出予算	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 説 明
	14,990,595	241,922	15,232,517	保険給付費の増(241,922)

議案第74号 平成16年度港区老人保健医療会計補正予算(第1号)の概要

別表3

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

老人保健医療会計歳入歳出予算	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 説 明
	13,900,410	265,442	14,165,852	国庫支出金の償還金の増(265,442)

議案第75号 平成16年度港区介護保険会計補正予算(第1号)の概要

別表4

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

介護保険会計歳入歳出予算	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 説 明
	8,291,783	38,201	8,329,984	基金積立金の増(27,196)、国庫支出金等の償還金の増(11,005)